

鳴尾東小学校大規模改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に関する意見決定の件

鳴尾東小学校大規模改修他工事にかかる工事請負変更契約を締結するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、令和7年2月6日に教育長の臨時代理により別紙のように決定したので、西宮市教育委員会に報告する。

令和7年2月12日提出

西宮市教育委員会

教育長 藤岡 謙一

別紙

鳴尾東小学校大規模改修他工事にかかる工事請負変更契約締結に関する意見

鳴尾東小学校大規模改修他工事にかかる工事請負変更契約を締結することについて、異議はありません。

令和7年2月6日

西宮市教育委員会
教育長 藤 岡 謙 一

以下、市議会議案書（案）

議案第 号

工事請負契約変更の件

令和5年12月15日議決を得た工事請負契約締結の件中、契約金額を下記のとおり変更する。

令和7年 月 日提出

西宮市長 石 井 登志郎

記

議 決 番 号	変 更 事 項
議決第90号	契約金額「金975,150,000円」を 「金990,781,176円」に変更する。

（参考）

- 1 変 更 理 由 外壁改修時の下地補修数量の変更、アスベスト含有建材の数量変更により、
工事費が増額となるため。
- 2 原契約の目的 鳴尾東小学校大規模改修他工事
- 3 契約の相手方 西宮市池田町12番20号
新井組・安武建設 特定建設工事共同企業体
- 4 工 期 令和5年12月16日から令和8年1月30日まで

令和7年3月定例会
教育こども常任委員会

議案資料

令和7年3月6日

※委員会日までは外部への
資料提供はご遠慮ください。

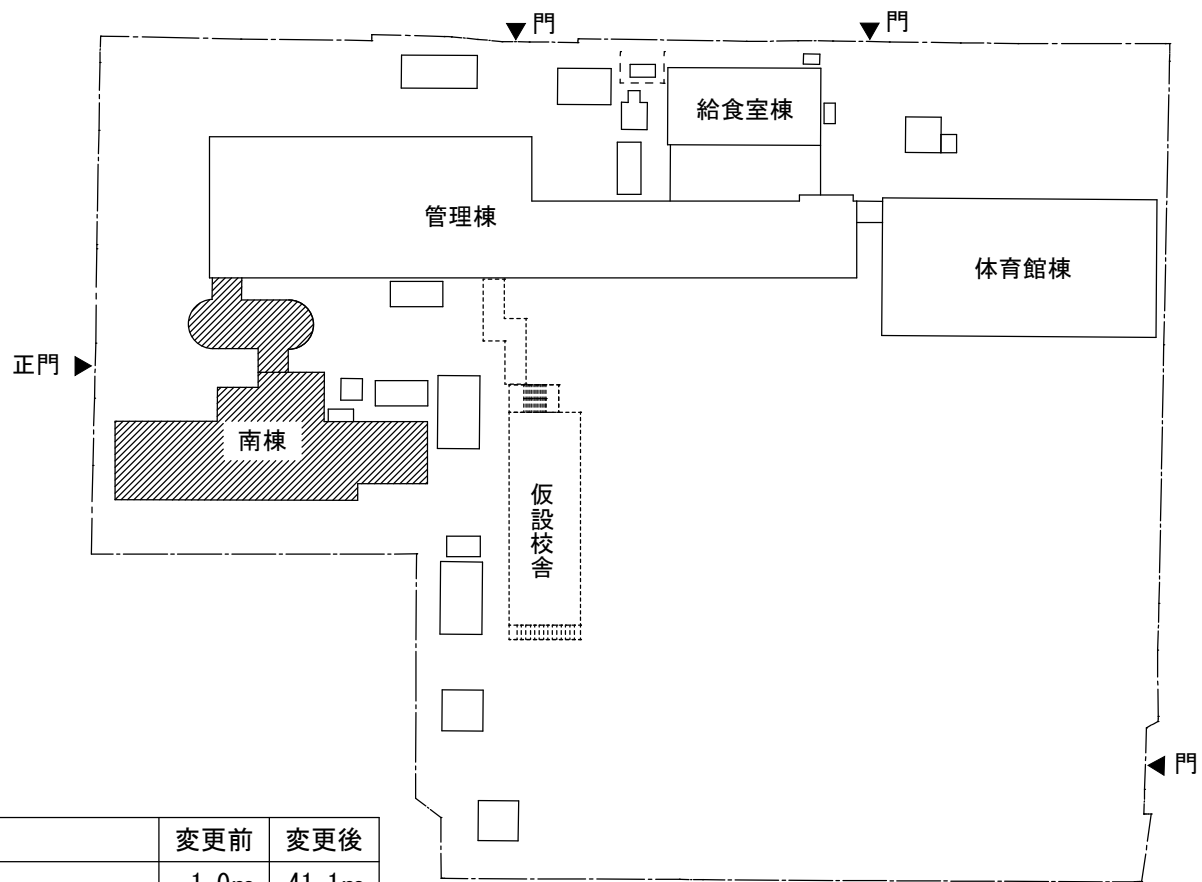
(議案第●●●号) 工事請負契約変更の件〔鳴尾東小学校大規模改修他工事〕

教育委員会 教育総括室 学校管理課
土木局 営繕部 営繕課、設備課

付近見取図



変更概要①



① 外壁改修時の下地補修数量の変更		変更前	変更後
南棟	壁ひび割れ補修 1mm未満	1.0m	41.1m
	壁ひび割れ補修 1mm以上	7.0m	52.8m
	下地モルタル浮き補修	2本	746本
	欠損部補修	1.5 L	91.8 L
プール棟	壁ひび割れ補修 1mm未満	0.1m	286m
	壁ひび割れ補修 1mm以上	5.0m	0m
	下地モルタル浮き補修	1本	144本
	欠損部補修	1.5 L	35.7 L